

第24期 軽井沢町農業委員会 第24回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第24回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたしますが、本日、市村会長が身内の方の葬儀出席の為欠席でございますので、土屋会長代理よりご挨拶をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルス感染状況は佐久管内は感染レベル3となっております。例年ですと6月は梅雨の時期ですが、今年は本日、梅雨明け宣言がございました。昨年ほどの大きな梅雨前線の停滞はありませんでしたが、6月19日の夕方には雹も降りました。短時間でございましたので当町での被害は発生しておりませんが、今後は干ばつ等による被害も予測され、日々天候に左右されながらも農作業に従事している皆様の心中をお察しいたします。さて、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして農地利用の最適化推進活動の役割がございます。毎月10日ほどの委員活動を行う方針が国から示されたことに伴い、皆様には日誌にその日々の活動内容をご記載いただいておりますが、改めて地域の代表として、農地を見守り、保全することにご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今国会で、農地関連の法律改正が行われ、改正点としては主に2点ございます。農業者が農業を実施する下限面積50aが撤廃されること及び農地貸借の際に申請いただいている利用権も廃止となり、貸借は中間管理機構に統合されることとなりました。後ほど詳細については事務局より説明いたします。新型コロナも段階的に行動制限が緩和されていることもあり、農業委員会の一体的な活動を再開させていきます。その最初の段階として来月、7月29日の総会後に「音羽の森」にて懇親会を開催しますので、皆様のご出席を賜り、相互の親睦を深めたいと考えてございます。本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただいております。後程、私からのJA関係を含めてそれぞれの案件をご報告させていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第24回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますが、さきほどの理由により本日の進行は会長代理が行なうこととなりますので、よろしく申し上げます。</p>
土屋会長代理	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。</p>

青木事務局長	<p>事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p> <p>農業委員総数14名中、11名の出席でございます。市村会長、坂本雄樹委員、荒井龍介委員欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名全員の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
土屋会長代理	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号13番の岩井正則委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
土屋会長代理	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。「農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申請について」を議題にします、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1及びについて説明をいたします。</p> <p>次第6ページ、補足資料1ページから9ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____につきましては、令和__年__月__日付け、長野県指令__第佐農第__号の_____で許可となっております、_____の_____に伴う_____でございます。_____は____、補足資料6ページに記載されている_____で_____の_____を_____しておりますが、その_____に_____する_____に_____することとなりました。理由としては、_____に_____することには_____ございませんが、_____である_____を_____も_____して_____では_____できない、_____の_____を_____した_____にしたいとのことです。_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>_____の所在地は、_____、_____、_____、_____となりまして、_____で_____でございます。場所でございますが、補足資料4ページに位置図がございますが、_____を_____ほど_____した_____となります。_____でございますのでは発生いたしません。</p> <p>町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。</p>

	<p>農地転用の一般基準についての説明は計画変更のみでございますので省略いたしますが、工期につきましては、令和__年__月から令和__年__月までとなります。</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>12番の佐藤豊が説明をいたします。_____に__と依田委員、佐藤一之委員、____の_____と_____を_____しました。_____はさきほど事務局説明の通りです。以前に可決された案件でございまして、前回の計画より_____に_____を_____してございます。今回の計画では_____も_____となっておりますが、_____の_____からも特段問題ないと判断しております。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。依田委員、佐藤一之委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
土屋会長代理	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第2号番号1「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号1についてご説明します。次第7ページ、補足資料10ページから22ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある、_____、_____です。_____の所在地は、_____、_____、_____で、地目は__、__は_____です。場所でございますが、補足資料12ページに位置図がございましたが、_____を_____に_____、_____に_____、_____より_____ほど進んだ箇所になります。_____は_____や_____</p>

<p>土屋会長代理</p> <p>委員</p>	<p>_____に_____おります。転用の目的ですが、_____は_____には_____や_____、_____が_____し、_____でもあることは_____を_____される_____には_____となる為、_____として_____しました。内容は_____を_____が_____を_____ので、_____の_____も_____となり、_____を_____を_____いたします。</p> <p>町の用途地域区分は第_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。4条申請については、_____は発生しません。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____、_____が_____、_____が_____となります。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が_____されてございます。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。敷地の_____が_____している_____を_____する為、_____より_____が提出されております。</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の_____の_____も_____ございますが、計画図等を見る限り問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号1については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号2番の依田美和子が説明をします。_____私と井出推進委員、代理人である、_____と_____を行いました。申請者は_____で_____を_____されております。申請地はさきほど事務局説明のとおりです。_____は_____、_____や_____、_____地に_____おります。この_____ですが、_____ルほど_____なっていることや_____を_____いること、_____が_____されている等により、_____ございません。_____は_____、_____を_____ていましたが、_____はしておりません。これからも_____の_____はないとのことです。今回、_____を_____ことになりました。_____、_____に_____が入った_____がありますが、こちらは_____が_____しないよ</p>
-------------------------	---

	<p>____となり、____で____を____為、____を____できなくなりました。____の____も____を____のは____であることや____で____が____の____を____があったことにより、この度、____を____になりました。なお、申請は____で____でございます。</p> <p>町の用途地域区分は第__種地域で、農地法による農地区分は、第__種農地になります。____は____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____が____となります。資金の調達方法ですが、____となり、____と____が添付されてございます。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の____の____もございしますが、計画図等を見る限り問題ございません。次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲には農地がない為、該当しません。また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号1及び議案第4号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号1及び議案第4号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>推進の遠山が議案第3号番号1及び議案第4号番号1についてを説明いたします。____に私と土屋会長代理と____で____で____を____ました。____はさきほど事務局説明のとおりです。申請地は____が____まして、____が____となっております。____に記載のとおり、____に____となりましたが、____のご____が____、____を____こととなりまして、今回のような申請に至りました。____には____もございませんし、特に問題ないと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします</p>
土屋会長代理	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1及び議案第4号番号1についてご意見のある方はお願い</p>

委員	<p>します。</p> <p>なし</p>
土屋会長代理	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)</p> <p>ご意見がないようなので、議案第3号番号1及び議案第4号番号1の採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号1及び議案第4号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号1及び議案第4号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第5号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第5号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第10頁から11頁、補足資料は、36頁から40頁をお願いします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。7月の公告分でございますが、再設定が、2件、2筆、面積は、3,650㎡、内訳は、田が1,619㎡、畑2,031㎡です。新規が7件、9筆、面積は、16,718㎡、内訳は、田が3,039㎡、畑が13,679㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
土屋会長代理	<p>ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。議案第5号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、議席番号2番の依田委員と中里推進委員が退席となります。</p> <p>(依田委員、中里推進委員退席)</p> <p>農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第5号、軽井沢町農用地利用集積計画の7月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
土屋会長代理	<p>よろしいでしょうか。</p>

委 員	なし
土屋会長代理	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第 5 号軽井沢町農用地利用集積計画 7 月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。依田委員と中里推進委員の復席を認めます。</p> <p>(依田委員、 中里推進委員復席後)</p> <p>依田委員、中里推進委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。6、のその他事項に進みます。(1)の JA 関係については私からご報告いたします。</p> <p>「別紙説明」</p> <p>JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委 員	なし
土屋会長代理	なければ次に (2) 支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。
岡沢補佐	「別紙説明」
土屋会長代理	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
土屋会長代理	なければ次に (3) 町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。
佐藤農林振興係長	「別紙、パイプハウスの構造強化対策説明」
土屋会長代理	ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
青木事務局長	<p>なければ次に (4) の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p> <p>次第 10 ページをお願いします。 「行事日程等説明する。」</p>

土屋会長代理	ただ今の説明で何かご質問等ございますでしょうか。
委 員	なし
土屋会長代理	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	発言の後 それでは、第24期軽井沢町農業委員会第24回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。 閉会 14時52分